

一宮市教育委員会賞交付基準

(目的)

第1条 競技会等行事（以下「行事」という。）の意義を高らしめ市民の教育、文化及びスポーツその他に関する活動を奨励助長することを目的とする。

(交付基準)

第2条 教育委員会賞は、次の各号のすべてに該当する場合、その主催団体に対して交付することができる。

- (1) 市の教育、文化及びスポーツ等の向上又は振興を目的とするもの若しくは当該行事の参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるもの。
- (2) 近隣地域を含め広く市民を対象として実施されるもの。

2 前項の規定にかかわらず、当該行事が一宮市教育委員会後援名義許可基準第2条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、交付しないものとする。ただし、本基準制定以前に交付の実績のある行事については、本基準の目的に反しない限り交付をすることができる。

(教育委員会賞)

第3条 教育委員会賞は、一つの行事につき1件とする。ただし行事内容によって複数の部門があるとき又は教育委員会が必要があると認めるときは、この限りではない。

2 広く市民を対象とする行事であって、教育委員会が必要があると認めるときは、教育委員会賞と併せて賞品を交付することができる。

(遵守事項)

第4条 交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 賞交付申請書を教育委員会へ提出すること。原則として同一団体への交付は、年2回までとする。ただし教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。
- (2) 当該行事の内容を変更するときは、速やかに教育委員会に報告し、その承認を得ること。
- (3) 当該行事が終了した場合は、報告書を教育委員会へ速やかに提出すること。
- (4) 当該行事が中止になった場合は、賞状及び賞品を返納すること。

(交付の取り消し及び返還)

第5条 教育委員会は、交付を受けた者に次に掲げる事項が認められた場合は、交付を取り消し、賞品等を返還させることができるとともに、次回以降申請を受理しないことが

できる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) この基準に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は遵守事項に違反したとき。
- (3) 当該事業の運営に際し、不適切な行為があったとき。

(適用期日)

第6条 本基準は、平成30年4月1日以降の申請について適用する。

(令和8年1月27日一部改正)

<参考>一宮市教育委員会後援名義許可基準第2条第2項

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業